

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第六百二十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四
条第一項第二号の規定による種畜証明書を次のとおり交
付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示 種畜証明書の交付 争議行為を行なう旨の通知 牛の結核病検査等の実施

種畜証明書 番号	名前	種類	生年月日	産地	血統	検査成績	住居	飼養者
昭三八鳥取地 第一号	第三米富	肉用牛 (黒毛種)	昭三七、 四、一〇	日野郡 司栄光	第一 よねとみ	二級	境港市 竹内町	山本 憲
第二号	益花	"	二、一〇	西伯郡 会見町	第六 まつよ	"	"	"
第三号	吉成	"	八、二六	"	やまさか	"	西伯郡 岸本町	加川 潔
第四号	松花一	"	六、一五	日野郡 悠	第一 すずはな	"	日吉津村	山路 繁

第二十九号 小谷 " " " 一、二七 鳥取市 光 竜 はじめ一 " 鳥取市 林 清治

第三十号 一三六 豚 " " " 三重県 度合郡 ヲブリン ヲイロラ " " 二 気高郡 橋本 亀市

鳥取県告示第六百二十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、因伯通運労働組合委員長尾崎十一から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 一 年末一時金三、五ヶ月

二 出張旅費規定改正

以上十二月十日から実施

二 日時 昭和三十八年十二月九日午前零時以降円満解決

決まで

三 場所 因伯通運労働組合に所属する組合員の所属する鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の全職場又はその一部

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を併用又は単独に実施する。

鳥取県告示第六百二十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づ

き牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛 ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

十二月六日 日南町 矢戸、宮内、河上

九日 " " "

一 実施期日 実施区域 実施場所

十二月九日 十二月十二日 西伯郡中山町 羽田井、束積 検診所

十日 " 十三日 " 樋口、赤坂 "

十一月十一日 " 十四日 " 中尾、殿河内 "

十一月十六日 " 十九日 " 名和町 光徳、上坪、下坪 "

十一月十七日 " 二十日 " 旧奈和、名和 "

